

参考-2

令和8年度 愛媛県食品衛生監視指導計画の基本的な考え方

<p>I 監視指導事業</p>	<p>1 監視指導 1) 重点監視指導 食品等の生産、製造、流通等の状況及び食中毒や法令違反等の食品衛生上の問題発生状況に加え、愛媛県におけるこれらの状況を分析評価し重点監視指導を実施する。 2) 一般監視指導 営業許可更新時等の営業者指導を実施する。 2 食中毒防止対策 重点的に監視指導すべき業種、施設を選定し監視指導を行うほか、消費者に対し、家庭等での食中毒防止対策の啓発を行う。 3 一斉取締り 厚生労働省及び消費者庁の方針を踏まえて重点監視を実施する。 4 食肉、食鳥肉安全確保 5 HACCP施設の立入指導 6 遺伝子組換え食品の検査</p>	<p>広域的に流通する食品の製造施設、食中毒の原因となりやすい施設を対象に監視指導を実施 監視指導を行う業種、時期については別表のとおり(主に食品衛生監視機動班が実施) 許可更新時ごとに対象施設の監視指導を実施(食品衛生監視員) 食品衛生月間、集団食中毒防止月間事業、ふぐ中毒防止期間事業 夏期食品一斉取締り、夏期食品表示一斉取締り、年末食品一斉取締り、年末食品表示一斉取締り 適切なと畜検査及び食鳥検査の実施、残留動物用医薬品等の検査の実施 HACCPに基づく衛生管理施設等に対する定期的な立入り 安全性審査済みの遺伝子組換え食品について検査を実施し、製造者に対して適正表示を指導する。</p>
<p>II 検査事業</p>	<p>1 食品の収去検査 県内に流通する食品の収去検査を実施し、安全確保を図る。 1) 食品添加物検査 2) 食品の規格基準に基づく検査 3) 野菜の残留農薬検査(県内産農産物、輸入冷凍野菜) 4) 食肉の検査(動物用医薬品、残留農薬) 5) 魚介類の検査(動物用医薬品、有機スズ化合物等) 6) 輸入かんきつの検査(OPP, TBZ等) 7) アレルギー物質を含む食品 8) その他</p>	<p>別添令和8年度収去計画により実施</p>
<p>III 食品衛生普及啓発事業</p>		<p>食品等事業者及び消費者に対し、講習会の実施、意見交換会の実施等による情報提供事業の実施 報道機関への情報及び資料提供等による広報活動の実施 食品衛生月間(食品営業者、消費者に対する食品衛生思想の普及啓発)</p>
<p>IV 緊急監視</p>		<p>不良食品等の緊急調査及び監視</p>
<p>V 食品衛生推進員事業</p>		<p>食の安全緊急サポートシステム(緊急食品情報提供システムによる情報の中小飲食店営業者等への周知)</p>
<p>VI 情報提供及び意見交換の実施</p>		<p>消費者や食品等事業者に対しリスクコミュニケーションを図れるよう情報提供及び意見交換の実施 食品による危害発生情報や不良食品に係る情報を迅速に提供する緊急食品情報提供システムの構築</p>